

地区計画のルール

と が り い っ ち よ う め

渡刈1丁目地区

【令和3年6月30日告示】

名 称	渡刈1丁目地区計画
位 置	豊田市渡刈町1丁目、2丁目、末野ヶ原及び藤藪並びに豊栄町5丁目及び6丁目の各一部
面 積	約4.4ha



渡刈 1 丁目地区まちづくりの目標

既存ストックの活用による周辺の田園環境と調和した交通利便性の高い良好な居住環境の形成を図り、また、周辺の土地利用と連続した幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導します。

《渡刈 1 丁目地区計画における建物に関するルール》

渡刈 1 丁目地区では、以下の内容が建物について定められています。

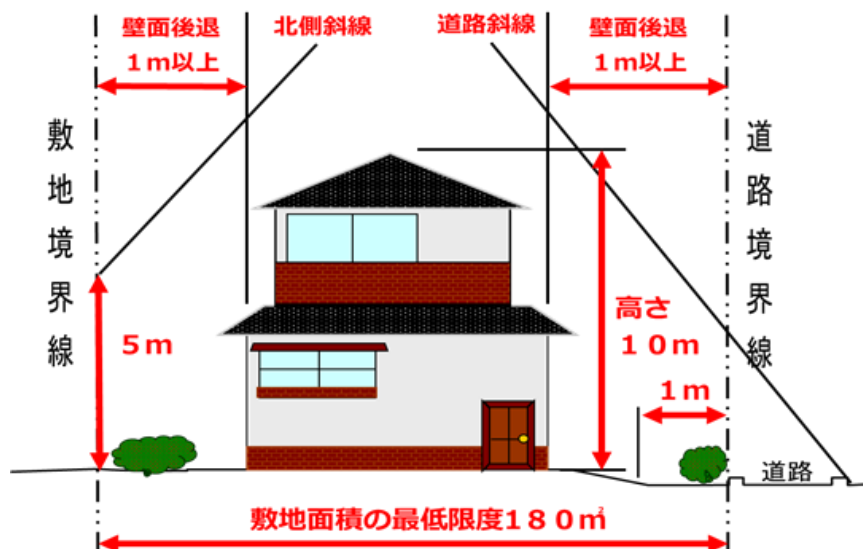
- | | |
|----------------|---------------|
| ① 用途の制限 | ⑤ 高さの制限 |
| ② 建蔽率・容積率の最高限度 | ⑥ 形態・意匠の制限 |
| ③ 敷地面積の最低限度 | ⑦ 垣又はさくの構造の制限 |
| ④ 壁面の位置の制限 | |

渡刈 1 丁目地区計画のルール

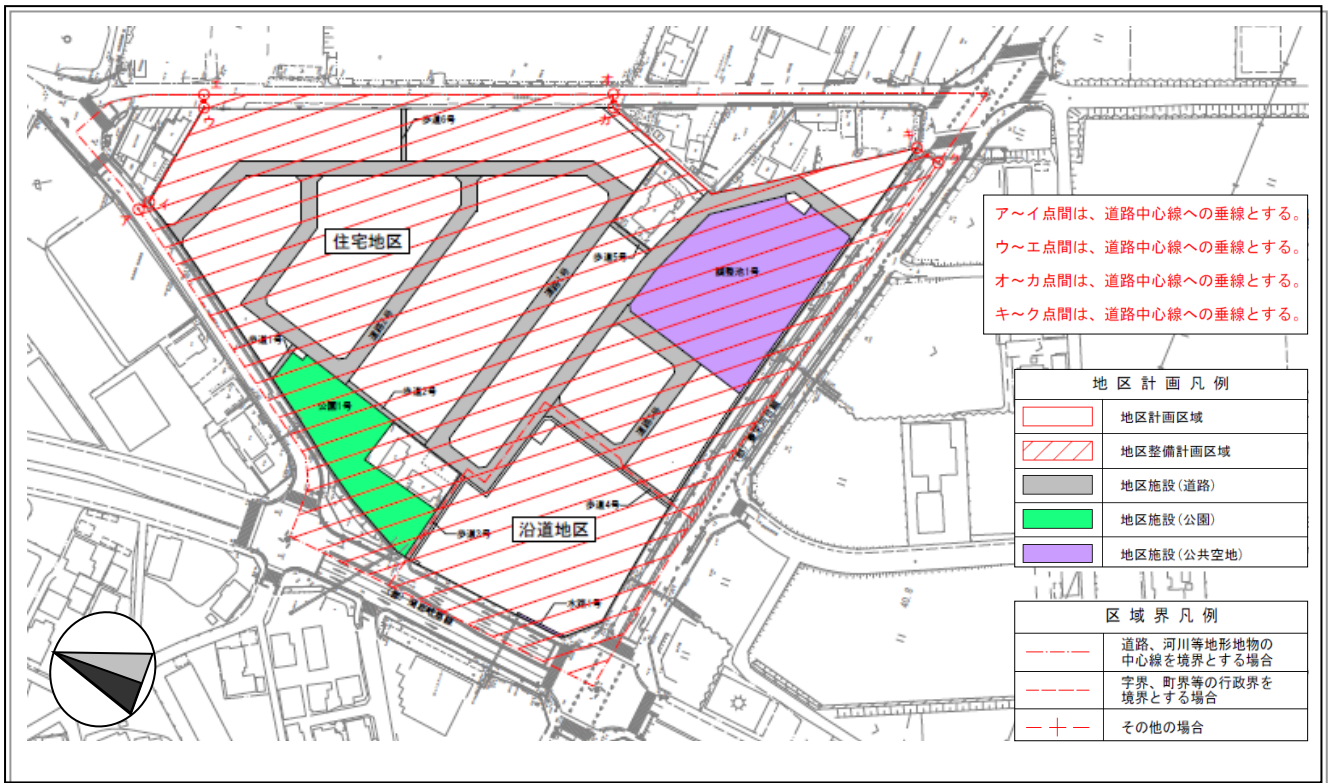
地区の名称	住宅地区	沿道地区
地区の面積	約 3. 0 ha	約 0. 4 ha
建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「法施行令」という。）第 130 条の 3 で定めるもの 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物 4 前 3 号の建築物に附属するもの（法施行令第 130 条の 5 で定めるものを除く。） 	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち法施行令第 130 条の 3 で定めるもの 3 共同住宅 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、法施行令第 130 条の 5 の 3 で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 5 前 4 号の建築物に附属するもの（法施行令第 130 条の 5 の 5 で定めるものを除く。）
	建築物の容積率の最高限度	15 / 10

地区の名称		住宅地区	沿道地区
建築物等に関する事項	建築物の建蔽率の最高限度	6 / 10	
	建築物の敷地面積の最低限度	180 m ²	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1 m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <p>1 物置、車庫等で、軒の高さが2.5 m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12 m²以内のもの</p> <p>2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</p>	
	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さは10 m以下かつ建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条及び第56条の2並びに同条第1項の規定に基づく愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第49号。以下「県条例」という。）第11条において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が10 / 10以上の区域に適用される規定に適合する高さ	建築物等の高さは15 m以下かつ法第56条及び第56条の2並びに県条例第11条において第一種中高層住居専用地域で容積率の限度が15 / 10以下の区域に適用される規定に適合する高さ
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。</p> <p>1 建築物等の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。</p>	
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に接する敷地境界線から1 m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6 m以下のものに限る。）としなければならない。</p> <p>ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5 m²以下のものはこの限りでない。</p>	

《建築物等の制限 イメージ図（住宅地区）》

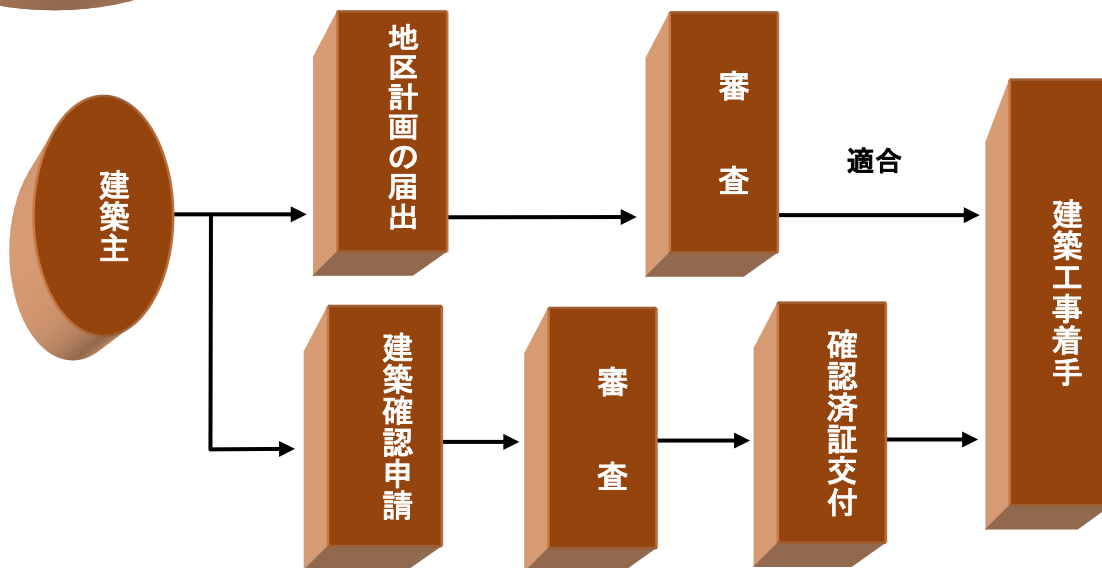


計画図



届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、**30日前**までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



お問合せ

- ・地区計画の内容に関すること
- ・届出や届出書類に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620